

令和8年度第3回整備管理者【選任前】研修開催のご案内

【本研修について】

本研修は、整備管理者の資格に関して定める道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に規定する「整備管理者選任 前 研修」です。

この研修は、**整備管理者の資格を得るために受講する研修**であり、既に整備管理者として選任されている者が受講する整備管理者【選任後】研修とは異なるものです。

【研修実施年月日・場所等】

開催日	令和8年12月16日（水）
場 所	高知県自動車整備振興会（2階研修室） 高知県高知市大津乙1793-1
講習時間	〈受付時間〉 13:00 ～ 13:30 〈研修時間〉 13:30 ～ 16:00
対象者の業種	◎ 整備管理者に選任予定の方〔全業種〕

※駐車可能台数に限りがありますので、可能な限り乗り合わせ又は公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

【研修内容】

- ① 整備管理者の役割
- ② 自動車の点検整備（日常点検・法定点検）の内容
- ③ 路上車両故障等の発生状況とその防止対策
- ④ 車両管理上必要な関係法令
- ⑤ 車両管理の内容
- ⑥ 運転者等に対する指導教育（方法と実務）
- ⑦ 整備や事故防止対策に関する行政情報等の提供
- ⑧ 研修の習熟度測定

【お申し込みについて】

- 本年度の研修は、**完全予約制**といたします。

受講を希望される方は、下記の「研修予約システム」にて必要事項を入力の上、令和8年12月9日（水）までにお申し込みください。なお、定員に達し次第、申込みの受付を終了いたしますので、あらかじめご承知おきください。

- 研修予約システムHP：<https://seminar-reservation.jp/seminar>

予約方法については、四国運輸局ホームページに掲載している「研修予約システムの概要」をご確認ください。

[研修予約システムの概要（おおまかな手順）]

1. 研修種別「整備管理者研修（選任前）」、受講支局「高知運輸支局」を選択し検索する
 2. 高知運輸支局「令和8年度第3回整備管理者選任前研修（12月16日午後）」を選択する
 3. 日程を選択の上、「申込」又は「一括申込」から申し込む
- ※ なお、一般社団法人高知県バス協会、高知県ハイヤー協会、高知県トラック協会並びに高知市ハイヤー協同組合及び高知県レンタカー協会に所属する事業者におかれましては、各協会・組合へご確認の上、お申し込みください。

[お申込み時の注意点]

氏名・ふりがな・生年月日は修了証に明記されますので、必ず身分証明書と同一の字体で正確にご入力ください。また、外字等ある方は、研修予約システムでの申し込み時に「外字の有無」欄へ必ずチェックをお願いします。

チェックがない場合や異字体等で入力され、身分証明書と異なる字体で予約された場合には、研修修了証明書の発行に数日～1週間程度お時間を頂戴いたします。その際は、後日改めてご本人に高知運輸支局へ来庁していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

- 会場の定員等の都合により、柔軟な受入が困難となっておりますので、**令和8年12月9日まで**に必ずお申し込みください。なお、期日内であっても、会場定員の都合により上限に達し次第、受付を締め切りますので、ご希望に添えない場合がありますことをあらかじめご了承ください。

- また、**受付完了の連絡は、予約システムに入力されたメールアドレス宛に送信されます**ので、入力内容に誤りがないようご注意ください。

- 空き状況の確認については、研修予約システムにてご確認ください。

- その他のお問い合わせは、**高知運輸支局 検査整備保安部門**までお願いいたします。

【研修の実施について】

1. 万が一、研修が延期又は中止となる場合は、四国運輸局のホームページに掲載いたしますので、受講前に必ずご確認ください。
2. 当日、発熱のある方や体調の優れない方は参加をご遠慮ください。なお、研修会場の室温が一定でない場合がございますので、各自において体温調節の対応をお願いいたします。
3. 研修会場の座席数には限りがありますので、研修対象者以外の方の入室をご遠慮ください。
4. 研修中は、携帯電話等はマナーモードに設定するなど、音が出ないようにしてください。
なお、緊急の連絡等で通話される場合は、一度退室のうえ、通話終了後速やかにお戻りください。

【当日持参品】

- ◎ 運転免許証等の身分証明書（受付時に氏名及び生年月日を確認します。）
- ◎ 筆記用具

- ※ 研修資料は当日に配布いたします。
整備管理者選任前研修の受講に際する費用は無料です。

【対象者】

整備管理者として選任予定の者

- ※ 自動車整備士資格を有する者（特殊自動車整備士を除く。）を整備管理者として選任する場合は、整備管理者選任前研修を受講する必要はありません。
- ※ その他、過去に整備管理者選任前研修（本研修）を受講し修了している者についても、再受講の必要はありません。なお、過去に受講した際の整備管理者選任前研修修了証明書を破損、汚損又は亡失された場合は、受講した運輸支局において再交付申請を行うことができますので、お問い合わせください。

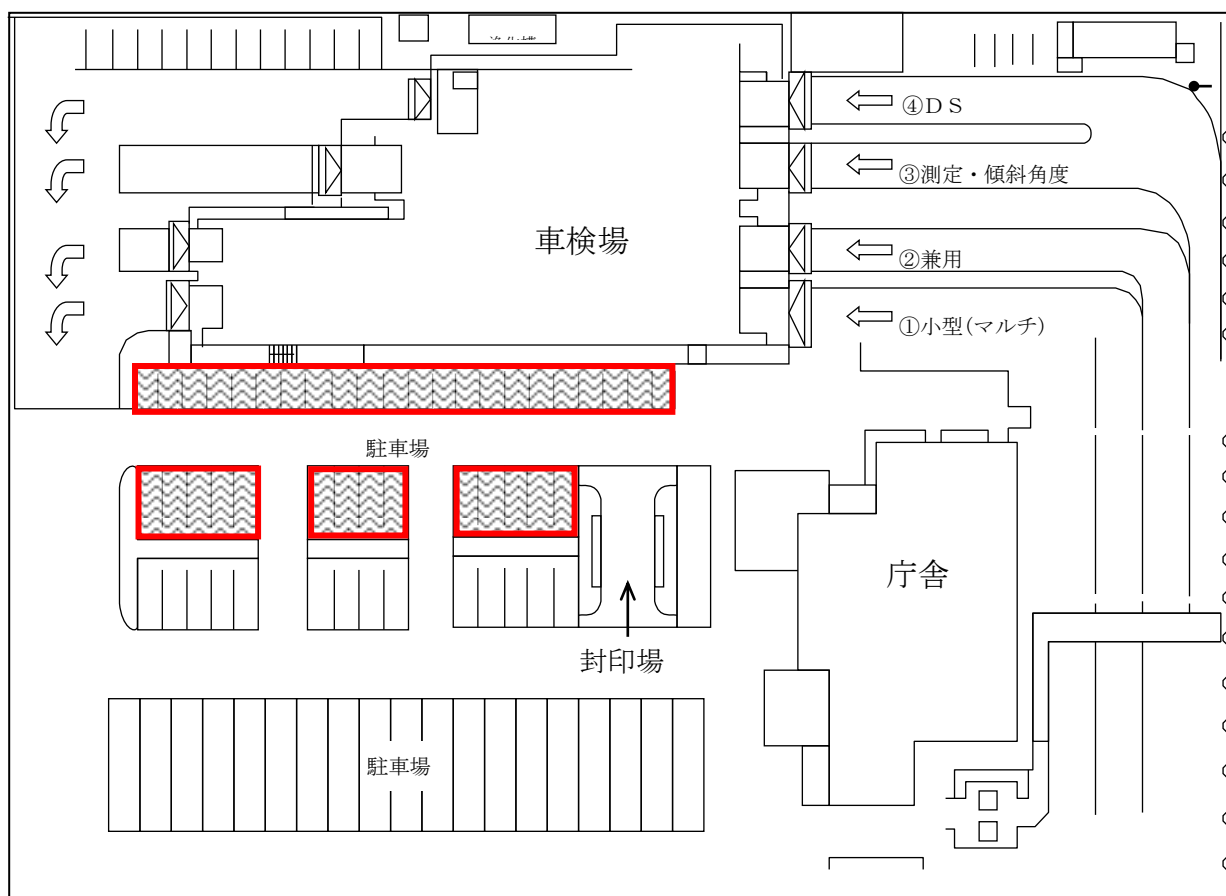
[研修に関するお問い合わせ]

四国運輸局 高知運輸支局 検査整備保安部門
TEL：088 - 866 - 7313

講習の際の駐車場のご案内



の範囲に駐車してください。



整備管理者選任前研修の受講者のみなさまにおかれましては、
の範囲内に駐車するようお願いいたします。

また、自動車整備振興会付近への駐車や、整備振興会の検査場への立入りは、他の利用者に多大な支障を及ぼすおそれがありますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお、駐車スペースには限りがございますので、可能な範囲で乗り合わせてお越しいただけますと幸いです。